

よくある質問・回答  
令和6年度 電動バイクの普及促進事業

2024年8月30日 作成

目次

1	助成対象車両について	2
2	助成対象者について	4
3	申請手続きについて	7
4	提出書類について	9
5	その他	11

# 1 助成対象車両について

[目次へ戻る](#)

	お問い合わせ内容	回 答
1	電動バイクであれば、どの車種でも助成対象になりますか。	東京都の助成金対象車両は、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（CEV 補助金）」の対象車両と同じです。対象車両一覧は「一般社団法人次世代自動車振興センター」のホームページで確認できます。なお、以下の点についてご注意ください。 ・申請車両の初度登録日において、対象車両になっていることが条件です。
2	すべての車両について3年間で16,000km走行し、3年間使用状況報告をすることが求められるのですか。	対象となるのは、交換式バッテリーを搭載できる車両で、かつ予備バッテリー付きの車両のうち、令和六年（2024年）4月1日以降の車両に限られます。助成対象車両一覧で★印が付いた車両となります。それ以外の車両については、走行距離での限定や使用状況報告提出の必要はありません。
3	ミニカーは電動バイクではないと思うのですが、助成の対象となるのですか？ 超小型モビリティについてはどうですか。	CEV補助金でミニカーとして補助対象となっている車両は、東京都では電動バイクの普及促進事業での助成対象となります。超小型モビリティについては、東京都では現状EVとして別助成金の対象としています。新規カテゴリー、新車種などについては必要に応じてお問い合わせください。
4	電動自転車（電動アシスト付き自転車）はこちらの助成金の対象になりますか。	こちらでは、ガソリン車の電動バイクへの置き換えを目的としており、電動自転車（電動アシスト付き自転車）は対象としていません。

# 1 助成対象車両について

[目次へ戻る](#)

	お問い合わせ内容	回 答
5	歩道を走行する電動四輪機器（電動車いす）はこちらの助成金の対象になりますか。	公道を走行する電動バイクのうち、C E V補助金が補助対象としている車両を助成しており、対象とはなりません。
6	中古の電動バイクを購入しましたが、助成対象になりますか。	対象となりません。助成対象車両のうち、新車の新規登録された車両のみが対象となります。
7	側車付二輪を事業用で購入しようと考えていますが、助成対象になりますか。	東京都では、事業用・自家用の区別なく助成しています。C E V補助金で事業用が対象になるかどうかは、次世代自動車振興センターにご確認ください。
8		

## 2 助成対象者について

[目次へ戻る](#)

	お問い合わせ内容	回 答
1	都外在住の個人事業主ですが、申請できますか。	都内で事業所を開設していて、それを証明する書類が提出でき、また、定置場が都内であれば、申請可能です。
2	法人で都内に支店がありますが、登記事項証明書に掲載されていません。申請可能ですか。	支店・営業所等の事業所の開設、または納税を証明する書類が提出でき、また、定置場が都内であれば、申請可能です。
3	他道府県から引っ越してきたのですが、既に購入済みの電動バイクで助成金の申請はできますか。	初度登録から継続して、東京都内が使用の本拠であることが要件ですので、ご申請いただけません。
4	助成金を受け取った後に、都外に引っ越すことになったのですが、どうすればよいですか。	初度登録から三年間は、東京都内で乗り続けていただくことが要件となっています。処分という概念に該当して、使用期間に応じて返金いただくこととなります。処分申請は、ホームページ上の処分・変更お問い合わせから進めていただくとスムーズです。

## 2 助成対象者について

[目次へ戻る](#)

	お問い合わせ内容	回答
5	個人で電動バイクを購入したのですが、請求書の宛名と標識交付証明書の名義が違います。申請できますか。	申請者と、標識交付証明書の名義、請求書・領収書の宛名、助成金受取口座の名義は一致している必要があります。一致した状態でなければ、助成対象となりません。
6	電動バイクの申請に台数制限はありますか。	ありません。助成要件に合致していれば、何台でもご申請いただけます。ただし、助成事業の予算に限りがありますため、受付できない場合もあります。
7	過去に申請していたら買い増し分の申請はNGといった制限はありますか。	ありません。買い替えの形で既に助成金申請を受けている電動バイクを下取りに出すような場合には、処分制限期間内（初度登録から三年間）であれば処分に該当し、期間に応じた返金が生じます。
8	都外の販売店で購入した車両も申請できますか。	販売店の所在地に限定はなく、他道府県の販売店で購入された車両でもご申請いただけます。ただし、最初の登録から継続して定置場が都内であることが必要ですのでご注意ください。

## 2 助成対象者について

[目次へ戻る](#)

	お問い合わせ内容	回 答
9	この助成金と同時に申請できる補助金、助成金はありますか。	都内での使用が前提のクールネット東京の助成金のほか、全国が対象の経産省のCEV補助金があり、また、お住まいの区市町村でも設定されている場合がございます。国と区市町村については、それぞれの窓口にお問い合わせください。

### 3 申請手続きについて

[目次へ戻る](#)

	お問い合わせ内容	回答
1	申請はどうやって行えばいいですか。	クールネット東京のホームページよりオンライン申請が可能です。難しい場合には、紙での申請書類をホームページよりダウンロードして、郵送で申請いただくこともできます。
2	申請は車両を購入してからですか。それとも、購入する前に申請しなくてはならないのでしょうか。	購入が済んで、標識交付証明書や領収書が揃ってから申請を行ってください。
3	申請期限はありますか。	初度登録から一年以内と定められていますが、年度の変わり目で申請できない時期があり、また、予算が不足する場合もあるため、準備ができたなら早めのご申請を推奨します。
4	申請してから振り込みまでは、どれくらいの期間がかかりますか。	不備がなければ、3～5ヵ月程度が目安です。

### 3 申請手続きについて

[目次へ戻る](#)

	お問い合わせ内容	回 答
5	新車での購入ですが、値引きしてもらって安く購入できました。定価で買った場合と助成額は変わりますか。	定額での助成となりますので、通常の値引きでしたら問題ございません。極端に安い場合には、ご事情を伺う場合もございます。
6	リース契約で導入した車両は、リース会社から申請するのでしょうか。それとも、使用者（貸与先）から申請するのでしょうか。	令和5年度（2024年3月31日まで）に初度登録された車両は、リース会社から申請となります。令和6年度（2024年4月1日以降）に登録された車両は、使用者（貸与先）が申請してください。
7	申請者本人以外が代行して申請することはできますか。	こちらの助成金では、代行申請に制限は設けておりません。申請者は、あくまでも使用者、かつ購入またはリース契約をされた方（令和5年度のリースについてはリース元）で、助成金の振込も申請者名義の口座に限られますが、申請手続き自体は販売店、リース会社、士業の方、ご家族の方による代行申請も可能です。交付決定通知書の送付先も、申請者宛てか代行者宛てかを選択可能です。
8		



## 4 提出書類について

[目次へ戻る](#)

	お問い合わせ内容	回 答
1	申請時に必要になる添付書類を事前に確認したいのですが。	助成金申請書類作成の手引きの必要書類一覧をご確認ください。
2	提出書類は原本でなくてははいませんか。	原本ではなく、写しをご提出ください。オンライン申請の場合は、スキャンされたものか、全体が写っていて内容がわかるものであれば撮影した画像でも問題ございません。
3	手元にある標識交付証明書に、定置場の記載がないのですが、追加資料が必要でしょうか。	定置場の記載がない標識交付証明書の場合も、そのままご提出いただいで問題ございません。
4	請求書が複数枚に分かれているのですが、車両本体の分だけでよいですか。	バッテリーが助成対象に含まれている車種については、バッテリーと充電器の請求書も併せてご提出をお願いします。

## 4 提出書類について

[目次へ戻る](#)

	お問い合わせ内容	回 答
5	支払いを振込で行ったため、領収書が手元にありません。ネット上の振込履歴や、金融機関発行の振込証などでもよいですか。	販売店発行の領収書の提出をお願いしております。販売店に発行を依頼して、入手してください。
6	支払いをローン・クレジットで行ったため、領収書が手元にありません。どうすればよいですか。	契約書、支払い金額の明細書などで、対象車両の支払いであること、ローン・クレジット契約が結ばれていること、ご申請者様本人のお支払いであることが確認できる書類をご提出ください。文書番号などで、複数の書類を紐づける形でも対応可能です。
7	個人申請の場合、本人確認書類として運転免許証を提出してもよいですか。	この助成金では、個人申請の本人確認書類としては、三ヶ月以内発行の住民票、または印鑑登録証明書のどちらかをお願いしております。
8	令和6年4月以降にリース契約を結んだ場合、使用者（貸与先）からの申請とのことですが、転リースの場合は中間リース会社と使用者で交わしたリース契約書だけでよいですか。	中間リース会社とのリース契約書があれば、リース元と中間リース会社の契約書は必須ではありません。なお、リース契約書には、車台番号と、バッテリーも助成対象となる車種については、バッテリー個数の記載も必要となります。記載がない場合、受領証・借受証・見積書といった書類を追加で提出するか、中間リース会社と合意の上で手書き補記する対応をお願いします。

	お問い合わせ内容	回 答
1	この助成金は、法人税法42条の圧縮記帳の対象に、また所得税法42条の総収入額不算入の対象になりますか。	当該助成金の原資となる資金は、東京都から出捐を受けているものとなります。このため、地方公共団体の財源を基にして間接交付される補助金についても、実質的に地方公共団体から直接交付を受けたものと認められる場合においては、国庫補助金に該当するものと考えられます。よって、どちらも対象になるものと考えられますが、税務処理の解釈については、お近くの税務署、また税理士等の専門家にご確認ください。
2		
3		
4		